

和光市契約適正化ガイドライン

令和 8 年 6 月
和光市企画部財政課

目 次

はじめに	1
1 契約と財務について	2
2 予算について	2
2-1 予算（地方自治法）	3
2-1-1 歳入歳出予算（地方自治法第 216 条）	3
2-1-2 継続費（地方自治法第 212 条）	3
2-1-3 繰越明許費（地方自治法第 213 条）	3
2-1-4 債務負担行為（地方自治法第 214 条）	3
2-1-5 地方債（地方自治法第 230 条）	4
2-1-6 一時借入金（地方自治法第 235 条の 3）	4
2-1-7 歳出予算の各項の経費の金額の流用（地方自治法第 220 条）	4
2-2 予算の編成（和光市予算事務規則第 2 章）	5
2-3 予算の執行（和光市予算事務規則第 3 章）～執行伺い・支出負担行為	6
3 議決の必要な契約	8
4 複数年度にわたる契約と予算	10
4-1 継続費（【2-1-2 継続費】参照）	10
4-2 繰越明許費（【2-1-3 繰越明許費】参照）	10
4-3 債務負担行為（【2-1-4 債務負担行為】参照）	11
4-4 長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）	11
5 適正な設計金額の設定	14
5-1 適正な設計金額の算出方法	16
5-1-1 設計金額の算出方法と設計金額の決定（工事請負契約）	16
5-1-1-1 事業主管課（発注課）による設計書の確認方法	17
5-1-1-2 積算業務を委託した場合の成果品のチェック方法	17
5-1-2 設計金額の算出方法と設計金額の決定（業務委託契約）	18
5-2 設計金額の取扱い	20
5-3 入札における落札方式の適正化によるダンピング受注の排除	21
5-3-1 低入札価格調査制度	22
5-3-2 最低制限価格制度	24
5-3-3 総合評価落札方式	25
6 契約の適正化について・・・契約とは（一般競争入札が原則）	27
6-1 一般競争入札（契約の原則）の適正化	28
6-2 指名競争入札（契約方法の例外）の適正化	30
6-3 随意契約（契約方法の例外）の適正化	31
6-3-1 はじめに	31

6-3-2	随意契約の基本的な考え方	32
6-3-2-1	随意契約とは	32
6-3-2-2	随意契約とする判断は	32
6-3-3	随意契約により契約を締結する場合の手続	33
6-3-3-1	根拠法令等の明確化	33
6-3-3-2	有利性の説明	35
6-3-3-3	少額随意契約の留意点	36
6-3-3-4	業者選定方法	36
6-3-3-5	随意契約の市民への説明責任	37
6-3-3-6	継続契約に関する適正化	37
6-3-4	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当基準	38
6-3-4-1	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（少額契約）	38
6-3-4-2	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（不適条項）	39
6-3-4-3	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（特定の施設等）	44
6-3-4-4	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号（新商品の買入れ）	44
6-3-4-5	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急随契）	45
6-3-4-6	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（不利条項）	46
6-3-4-7	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号（有利な価格）	49
6-3-4-8	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（不落随契）	50
6-3-4-9	地方自治法施行令第167条の2第1項第9号（契約未締結）	51
6-4	事業主管課（発注課）における随意契約の点検の実施と適正化	52
7	契約の履行の確保と検査	53
7-1	業務委託検査（発注課の監督職員、課長がすべきチェック）	54
7-1-1	一括再委託の禁止	54
7-1-2	業務委託における主な検査確認項目	55
7-2	工事検査	56
8	契約適正化のためのチェックリスト	57
9	随意契約における事務フロー	59
10	競争入札における事務フロー	60

はじめに

近年、全国の地方自治体における契約手続きについて、予定価格の漏洩、年度をまたぐ契約における債務負担行為の不設定、債務負担行為を設定した年度以外の契約変更、議会の議決に付すべき契約や財産の取得に対して議決を経ない執行など、不適正となる事例が頻発しています。

そのほかにも、入札方式、設計金額算出のための積算、といった契約に至る前段階における課題も全国的に存在しています。

同時に、公共工事の契約にあたっては、いわゆる「担い手三法」と言われる、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という）、建設業法、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）の改正への対応、総合評価方式による落札者の決定方法の導入等、国を挙げた取り組みも進められており、地方自治体の契約が社会に果たすべき役割も大きく、契約の適正化を図ることは喫緊の課題となっています。

さらに、業務委託における成果物の検査体制の徹底も求められており、本ガイドラインは、契約の観点からその適正化を図るための一助とするものです。

残念ながら本市においても、議会の議決に付すべき財産の取得に関して、本来であれば議決が必要となるべきところ、議決を経ずに購入していたことが判明しました。（詳細は【3 議決の必要な契約】を参照してください。）今後このような事案が発生しないよう、再発防止に継続的に取り組むこととします。

本市では、以上のような背景と課題解決を図るために、この「和光市契約適正化ガイドライン」を策定しました。

特に契約の適正化を図るために重要な部分にはアンダーラインを引きましたのでご活用ください。

1 契約と財務について

地方自治体の「契約」については、地方自治法第九章 財務、のうち、第六節 契約、に規定されています。

同じ第九章には、第一節 会計年度及び会計の区分、第二節 予算、が規定され、契約の前に必ず財務について理解、考慮するプロセスが必要です。

本市においても、和光市予算事務規則¹において、予算の編成及び執行に関する事務を定め、和光市契約規則²において、契約に関する事務を定めています。

どのような業務（契約）をいつ、どのくらいの規模、予算で行わなければならないのか、その予算はいつどのように確保しておかなければならないのか、それを明確にした後に、契約についての検討が始まります。分かりやすく言えば、契約には予算の担保が必要です。

このように財務と契約は密接な関係があり、契約の適正化にあたっては、まず、会計年度や予算、また後述する議決を要する契約のルールと併せて、財務全般を正しく理解することが必要となります。

2 予算について

地方自治法第九章 財務、第二節 予算、第 211 条では、予算は、年度開始前に、議会の議決を経なければならない、と規定されています。

さらにこの（議決を経なければならない）予算は、第 215 条（予算の内容）において、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用の 7 つの事項を規定しています。

以下、【2－1】では、地方自治法に定める予算について、【2－2】では、和光市予算事務規則に定める予算について説明します。

¹ 和光市予算事務規則

（趣旨）

第 1 条 和光市の予算の編成及び執行に関する事務については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

² 和光市契約規則

（趣旨）

第 1 条 市の契約に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

2-1 予算（地方自治法）

2-1-1 歳入歳出予算（地方自治法第216条）

歳入はその性質にしたがって、款項に区分し、歳出はその目的にしたがって、款項に区分しなければならないとされています。

実際には、予算科目は「款・項・目・節」で分類され、款と項が議決科目となります。

2-1-2 継続費（地方自治法第212条）

履行に複数年度を要するものについては、予算として、その経費の総額及び年割額を定め、議決を経れば複数年度にわたって支出することができ、この経費のことを継続費といいます。

例えば、複数年度にわたる公共施設の建設工事などが該当し、各年度に出来高に応じた工事請負費を支払うような事業が該当します。（初年度に支出が見込まれない事業は除きます。）

2-1-3 繰越明許費（地方自治法第213条）

歳出予算の経費のうち年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができ、この経費のことを繰越明許費といいます。

例えば、公共工事において異常気象や災害などの予算成立後の事由により年度内に事業が終了しない場合など、予算として繰越明許費を計上し、議決を経れば、翌年度に限って予算を繰り越すことができます。

2-1-4 債務負担行為（地方自治法第214条）

歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方自治体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定め、議決を経なければなりません。

また、債務負担行為は、あくまで複数年度にわたる債務の負担、つまり契約を締結するために設定しておくものであるため、前述の継続費とは異なり、毎年度、契約に基づく経費を当該年度予算に計上すること（現年度化）が必要となります。

例えば、市民サービスにかかる業務委託などを複数年度にわたって契約したい場合は、限度額を定めたうえで予算に計上し、議決を経れば複数年度の契約を締結するこ

とが可能になります。

また、工事請負契約においては、施工時期の平準化を図るために、国、県からはゼロ債務負担行為³の活用を求められています。

なお、債務負担行為に基づく契約について変更契約を締結する場合にも、当初設定した事項の変更や期間及び限度額を超えるなど、後年度の追加負担を伴う際には、変更契約を締結しようとする年度の予算において、新たに債務負担行為を設定する必要があるため、注意が必要です。

2-1-5 地方債（地方自治法第230条）

地方自治体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を発行して事業の経費に充てることができます。

地方債を発行するには、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について予算でこれを定め、議決を経ておく必要があります。

2-1-6 一時借入金（地方自治法第235条の3）

地方自治体の長は、歳出予算内の支出をするため、歳計現金が一時的に不足した場合に一時的に借入れを行うことができますが、一時借入金の最高額については、予算でこれを定め、議決を経ておく必要があります。

また、一時借入金は、その会計年度の歳入を持って償還しなければなりません。

2-1-7 歳出予算の各項の経費の金額の流用（地方自治法第220条）

歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができません。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要な場合に限り、予算でこれを定め、議決を経ることで流用することができます。

和光市一般会計予算では、人事異動による影響などを考慮し、職員人件費に限り、同一款内での各項間の流用について予算で定めています。

³ 公共工事における施工時期の平準化への方策の一つとして、公共工事が少ない年度当初から施工できる体制を整えるため、前年度に債務負担行為を設定（設定年度の歳出予算はゼロ）し、年度開始前に契約締結を行っておく方法をいう。

2-2 予算の編成（和光市予算事務規則第2章）

本市の予算編成においては、和光市予算事務規則、第2章 予算の編成、第5条第1項において、次の8つの書類の作成を定めています。

- ・ 歳入歳出予算見積書
- ・ 継続費見積書
- ・ 繰越明許費見積書
- ・ 債務負担行為見積書
- ・ 地方債見積書
- ・ 給与費見積書
- ・ 継続費執行状況等見積書
- ・ 債務負担行為支出予定額等説明書

また、第2項では、上記の見積書に記載する内容として、次に掲げる事項を定めています。

- ・ 事業及び経費の概要とその計画
- ・ 経費の算定基礎及び財源内訳
- ・ 見積りの基礎となった法令又は通達等の根拠
- ・ その他財政課長が必要とする事項

契約の適正化を図るには、冒頭の【1 契約と財務について】でも述べましたが、事業主管課（発注課）においては、契約方式ばかりに目が行きがちですが、次の視点が重要となります。

- ・ 契約には予算の担保が必要であること（前提として費用対効果が認められるか）
- ・ 何のための事業で、なぜ必要なのか、根拠をもって説明できること
- ・ 契約締結に議会の議決が必要かどうか確認すること
- ・ 契約の前年度以前から計画性をもって事業を遂行すること
- ・ 上記を担当者から所属長までが明確に意識し内容を共有していること

2-3 予算の執行（和光市予算事務規則第3章）～執行伺い・支出負担行為

本市の予算執行については、和光市予算事務規則、第3章 予算の執行に規定しており、第12条（予算執行の原則）⁴では、「配当を受けた予算額の範囲を超えて、支出負担行為を行ってはならない」ことを定め、第17条（執行伺い）⁵第1項では「支出負担行為をする前に、別表第1に定める区分に従い、執行伺書により、合議をし、及び決裁を受けなければならない」旨を、同条第2項では、執行伺書に記載すべき事項、積算の根拠となる書類（設計内訳書、設計仕様書など）を添付することを定めています。

また、第18条（支出負担行為の手続）⁶第1項では、「支出負担行為をしようとするときは、別表第1に定める区分に従い、支出負担行為決議書又は支出負担行為決議書兼支出命令書により、合議をし、及び決裁を受けなければならない」旨を、同条第2項には、支出負担行為決議書又は支出負担行為決議書兼支出命令書に記載すべき事項、積算の根拠となる書類（設計内訳書、設計仕様書など）を添付することを定めています。

以下に、和光市予算事務規則 別表第1（第17条、第18条関係）の抜粋を示します。下記以外の区分については、各々例規集から確認してください。

事業主管課（発注課）においては、再度、関係法令、条例、規則を確認し、担当者から所属長までの職員全員が契約の適正化を図るよう努めてください。

⁴ 和光市予算事務規則

（予算執行の原則）

第12条 部長及び課長は、配当を受けた予算額の範囲を超えて、支出負担行為を行ってはならない。

⁵ （執行伺い）

第17条 支出負担行為をする前に、別表第1に定める区分に従い、執行伺書により、合議をし、及び決裁を受けなければならない。

2 執行伺書には、所属年度、金額、予算科目及び契約方法並びにその他執行に関する概要を記載し、かつ、積算の根拠となる書類を添付しなければならない。

⁶ （支出負担行為の手続）

第18条 支出負担行為をしようとするときは、別表第1に定める区分に従い、支出負担行為決議書又は支出負担行為決議書兼支出命令書により、合議をし、及び決裁を受けなければならない。

2 前項の支出負担行為決議書又は支出負担行為決議書兼支出命令書には、所属年度、予算科目、執行予定額その他必要と認められる事項を記載しなければならない。

和光市予算事務規則 別表 1（第 17 条、第 18 条関係）の抜粋

区 分		決 裁 区 分				執行伺いの省略ができないもの	支出負担行為の様式の区分	合議区分（執行伺いにおいては会計管理者を除く。）		
		市長	副市長	部長	課長	◎ 省略ができないもの	△ 支出負担行為書 ◎ 支出負担行為決議書兼支出命令書	企画部長	財政課長	会計管理者
12 委託料	医療事務委託料及び施設入所等業務委託料	2 千 万円 以上	1 千 万円 以上	5 百 万円 以上	5 百 万円 未満	◎	△	1 千 万円 以上	1 千 万円 以上	
	設計監理等委託料	2 千 万円 以上	1 千 万円 以上			◎	△	1 千 万円 以上	1 千 万円 以上	1 千 万円 以上
	上記以外	2 千 万円 以上	1 千 万円 以上			◎ (非常災害時の緊急の委託を除く。)	△ (非常災害時等の緊急の委託◎)	1 千 万円 以上	1 千 万円 以上	1 千 万円 以上
13 使用料及び賃借料	受信料				○		◎			
	上記以外	2 千 万円 以上		5 百 万円 以上	5 百 万円 未満		△ (10 万円未満のもの◎)	2 千 万円 以上	2 千 万円 以上	
14 工事請負費		2 千 万円 以上	1 千 万円 以上	5 百 万円 以上	5 百 万円 未満	◎ (非常災害時の緊急の工事を除く。)	△ (非常災害時等の緊急の工事◎)	1 千 万円 以上	1 千 万円 以上	2 千 万円 以上
15 原材料費					○		△ (10 万円未満のもの◎)			
16 公有財産購入費		2 千 万円 以上	1 千 万円 以上	5 百 万円 以上	5 百 万円 未満	◎	△	1 千 万円 以上	1 千 万円 以上	1 千 万円 以上
17 備品購入費		2 千 万円 以上	5 百 万円 以上	1 百 万円 以上	1 百 万円 未満	◎	△	5 百 万円 以上	1 千 万円 以上	3 百 万円 以上

備考

- 1 ○印は金額に制限なく当該欄の職にあるものが決裁できることを示す。
- 2 この表の定めにかかわらず、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 特殊な執行伺いとして市長が必要と認めるもの 企画部長及び財政課長に合議の上、市長の決裁を受けなければならない。
 - (2) 入札の手続により単価契約するもの 執行伺いを省略することができない。
 - (3) 単価契約したもの 支出負担行為決議書兼支出命令書を使用することができる。

- (4) 市長が別に定める支出負担行為 支出負担行為決議書兼支出命令書により、課長が専決することができ、執行伺いを省略することができる。この場合において、合議区分による合議はしないものとする。
- 3 支出負担行為の変更に係る決裁及び合議については、変更後の額が減額となる場合は減額前の額の区分に、変更後の額が増額となる場合は増額後の額の区分による。
- 4 単価契約締結にあたっての執行伺いに係る決裁及び合議については、当該年度の執行見込額(予算額)の区分による。
- 5 副市長が欠けたとき又は副市長を置かないときは、別表第 1 中「副市長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

3 議決の必要な契約

～ 議決の必要な契約及び財産の取得又は処分（地方自治法第 96 条、地方自治法施行令第 121 条の 2、別表第 3、第 4、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例）

地方自治法第 96 条第 1 項では、普通地方公共団体の議会が議決すべき事件について列挙していますが、契約に関するものとして、第 5 号では、「その種類及び金額について政令（地方自治法施行令）で定める基準⁷に従い条例で定める契約を締結すること」について、第 8 号では、「その種類及び金額について政令（地方自治法施行令）で定める基準に従い、条例で定める財産の取得又は処分をすること」について、議会の議決事件として定めています。また、契約解除等に伴い契約相手方に対して違約金の支払いが発生する場合には、第 13 号の規定に基づき、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、あらかじめ議会の議決が必要となります。

本市では、法令の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例⁸ を定め、第 2 条において、予定価格（税込）が 1 億 5,000 万円以上

⁷ 地方自治法施行令

第 121 条の 2 の 2 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、別表第三上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

② 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第四上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

⁸ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（この条例の趣旨）

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さな

の工事又は製造の請負について、第3条において、予定価格（税込）が2,000万円以上の財産の取得又は処分（土地については、5,000㎡以上のものに限る）について、議会の議決が必要である旨を定めています。

また、令和6年度には他団体において議会の議決を経ずに教師用指導書を購入していた事案が発覚し、本件について精査した上で、本市においても同様の事案がないか調査したところ、9件の契約について、議会の議決を経ずに購入していた事案が判明しました。

本来であれば法令にのっとり、行政運営を行わなければならないにもかかわらず、議会の議決を経ずして財産の取得（買入れ）が行われていたことは、市政に対する信頼を失うことになり、再発防止はもとより、コンプライアンスの徹底が求められています。

本市では、このような状況を受け、財務会計システムにおける伝票作成時の注意喚起や、起案文書チェックシートによる確認を徹底するなど、これまで以上に確認体制を強化していますが、担当者から決裁権者までの全職員が法令に対する理解を深め、意識的に再発防止に努める必要があります。

事業主管課（発注課）においては、契約を伴う事業を検討する場合（契約を伴わない財産の取得または処分を検討する場合も同様）には、まず財務、予算、議決についての事前確認を徹底するほか、関係法令を精査するなど、担当者から所属長までの全職員が、契約の適正化を図るよう努めてください。

なお、地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、地方公営企業法第40条第1項により、業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第96条第1項から第8号までの規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しないとされていることに留意してください。

なければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

議決の必要な契約及び財産の取得又は処分

対 象	予定価格 ^{※1} (税込)	備 考	根拠条例	根拠法令
工事又は 製造の請負 ※3	1 億 5,000 万円 以上	—	議会の議決に付すべ き契約及び財産の取 得又は処分に関する 条例第 2 条	地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項別表第三
財産の取得 又は処分	2,000 万円以上	<u>不動産^{※2}又は動産</u> の買 入れ又は売払い(土地に ついては、1 件 5,000 平 方メートル以上のもの に係るものに限る)	議会の議決に付すべ き契約及び財産の取 得又は処分に関する 条例第 3 条	地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号、地方自治法施行令第 121 条の 2 第 2 項別表第四

※1 事業主管課（発注課）においては設計金額（税込）をもって判断してください。

※2 民法上、不動産とは「土地及びその定着物」（民法第 86 条第 1 項）と定義され、それ以外の物はすべて動
産とされています（民法第 86 条第 2 項）ので、消耗品も動産に含まれ、同一目的で一括して買い入れを行
う場合には一品当たりの単価ではなく、契約総額をもって議決の要否を判断してください。

また、単価契約のうち、契約時に数量が確定しないものについては、議決は不要となります。

※3 印刷製本した冊子を納品する業務は、製造の請負に該当します。

4 複数年度にわたる契約と予算

複数年度にわたる契約を締結する場合、継続費、繰越明許費、債務負担行為のいず
れかの設定が必要になり、契約期間における各年度の予算の担保、すなわち予算とし
て予め議会の議決が必要となります。

また、議会の議決を経ずに複数年度にわたる契約ができるものの例外として、地方
自治法第 243 条の 3 で規定する長期継続契約がありますが、長期継続契約を適用する
ことが可能な契約は、一定の条件を満たす場合に限られます。

4-1 継続費（【2-1-2 継続費】参照）

予算として定め、あらかじめ議会の議決を得ておくことが必要です。議決後に予算
の担保がある状態となります。

4-2 繰越明許費（【2-1-3 繰越明許費】参照）

予算として定め、あらかじめ議会の議決を得ておくことが必要です。議決後に予算
の担保がある状態となります。

4-3 債務負担行為（【2-1-4 債務負担行為】参照）

予算として定め、あらかじめ議会の議決を得ておく必要があります。議決後に予算の担保がある状態となります。

4-4 長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）

複数年度にわたる契約のうち、この長期継続契約は、「予算単年度主義及び会計年度独立の原則」の特例であり、前述した継続費、繰越明許費、債務負担行為は議決が必要ですが、長期継続契約に該当すれば、議決を経ずに、複数年度にわたる契約を締結できる制度です。

ただし、各年度における予算の範囲内で給付を受けなければならないとされており、翌年度以降の予算が議決されるまでは支出の担保がありません。

つまり、複数年度にわたる契約を締結することはできますが、翌年度以降の予算の担保がないため、予算が認められない場合の契約解除を想定しておかなければならない点も留意が必要です。（長期継続契約用の約款には予算が認められない場合の解除条項を付記しています。）

地方自治法第 234 条の 3 では、「普通地方公共団体は、第 214 条（債務負担行為）の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない」とされています。

また、政令で定める契約について、地方自治法施行令第 167 条の 17 では、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする」とされています。

本市では、この地方自治法施行令の規定に基づき、平成 19 年度に和光市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例⁹を制定しています。

⁹ 和光市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

長期継続契約を締結できる契約については、この条例第2条第1号において、「物品を借り入れる契約で、複数年度にわたり契約を締結することが一般的であると認められるもののうち、規則で定めるもの」と規定しているほか、第2条第2号において、「経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり契約を締結する必要があると認められるもののうち、規則で定めるもの」としています。

したがって、事業主管課（発注課）において、長期継続契約を検討する場合には、まず、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17に該当することを確認したうえで、和光市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条に該当するか否かの判断が必要となることに留意してください。

和光市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則¹⁰第2条第

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は次に掲げる契約とする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、複数年度にわたり契約を締結することが一般的であると認められるもののうち、規則で定めるもの。
- (2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり契約を締結する必要があると認められるもののうち、規則で定めるもの。

¹⁰ 和光市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和光市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成19年条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機(周辺機器を含む。)、事務用機器又は業務用機器を借り入れる契約
- (2) 自動車(庁用車)を借り入れる契約
- (3) 仮設建物を借り入れる契約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、物品を借り入れる契約で市長が適当と認めるもの

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 前項各号の契約に係る物品の保守点検業務の契約
- (2) 庁舎その他の市の施設の警備、清掃等の業務及び附帯設備の保守点検業務の契約
- (3) 備品機材の調達、設備投資又は人材の確保等により契約の履行に相当の準備期間を要する業務の契約
- (4) ソフトウェアの使用許諾の契約及びその保守点検業務の契約(クラウドサービスを利用する場合を含む。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、役務の提供を受ける契約で市長が適当と認めるもの

(契約期間)

第3条 長期継続契約の期間は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第1項各号並びに同条第2項第1号及び第4号の契約 5年以内

1 項では、物品を借り入れる契約で、複数年度にわたり契約を締結することが一般的であると認められるもののうち、次に掲げるものをその対象とし、第3条において契約期間は5年以内と規定しています。

- ① 電子計算機（周辺機器を含む）、事務用機器を借り入れる契約
- ② 自動車（庁用車）を借り入れる契約
- ③ 仮設建物を借り入れる契約
- ④ 市長が適当と認めるもの

また、和光市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第2条第2項では、経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり契約を締結する必要があると認められるもののうち、次に掲げるものをその対象とし、第3条において契約期間を⑥⑦⑨においては3年以内、⑤⑧においては5年以内と規定しています。

- ⑤ 前述した①②③④の契約に係る物品の保守点検業務の契約
- ⑥ 庁舎その他の市の施設の警備、清掃等の業務及び附帯設備の保守点検業務の契約
- ⑦ 備品機材の調達、設備投資又は人材の確保等により契約の履行に相当の準備期間を要する業務の契約
- ⑧ ソフトウェアの使用許諾の契約及びその保守点検業務の契約（クラウドサービスを利用する場合を含む）
- ⑨ 役務の提供を受ける契約で市長が適当と認めるもの

繰り返しとなりますが、この長期継続契約は、複数年度にわたる契約を締結できる制度ですが、あくまで契約のみであり、翌年度以降の予算を担保するものではないため、各年度に認められた予算の範囲内でのみ支出が可能な点に留意してください。

なお、実務の詳細については、「和光市長期継続契約運用基準（令和4年2月15日財政課）」を参照してください。

(2) 前条第2項第2号、第3号及び第5号の契約 3年以内

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、前項各号に定める期間を超えて契約期間を定めることができる。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

この運用基準は、既に法令、条例及び規則に規定されている事項を遵守しつつ、実際の運用にあたり、事業主管課（発注課）における検討の参考となるよう整理しているもので、法令、条例及び規則に規定されていることを緩和するものではありません。

事業主管課（発注課）においては、ただ前年を踏襲するのではなく、委託年度によって異なる個別具体的な状況を鑑み、複数年度にわたる契約とした方が効率的かつ効果的に実施ができるか、長期継続契約を適用できる事業か、債務負担行為の設定が必要ではないかなどの視点で、常に法令、条例及び規則に照らして検討を行うよう心掛けてください。

5 適正な設計金額の設定

設計金額は、入札を行う際に市長が定める予定価格を決定する際の根拠となるもので、設計金額を適正に算出することは非常に重要な手続きです。

地方自治体の契約に関して、地方自治法や地方自治法施行令には予定価格そのものの定義や設定基準、決定方法に関する具体的な規定は存在しませんが、例えば、国が契約主体となる契約では、予算及び会計令第79条¹¹において、競争入札に付する場合の予定価格の作成を明確に規定しています。

また、入契法第1条¹²では、公共工事について適正な金額での契約の締結を法の目

¹¹ 予算及び会計令

（予定価格の作成）

第79条 契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格（第九十一条第一項の競争にあつては交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とし、同条第二項の競争にあつては財務大臣の定めるものとする。以下次条第一項において同じ。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

（予定価格の決定方法）

第80条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

¹² 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）

（目的）

第1条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な

的として明確化しています。

さらに、品確法第7条第1項第1号¹³においては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定を発注者の責務として位置づけています。

以上のことから、事業主管課（発注課）では、予定価格の算出根拠となる設計金額の算出の適正化に努めていただくと同時に、設計金額が漏洩することのないよう取扱いには十分に注意してください。なお、和光市では、予定価格を定めることについては、和光市契約規則第8条¹⁴に規定しています。

金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

13 公共工事の品質確保の促進に関する法律

（発注者等の責務）

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手の中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、第五項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第五項の保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

14 和光市契約規則

（予定価格）

第8条 市長は、一般競争入札に付する場合には、その事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難

5－1 適正な設計金額の算出方法

前述したとおり、契約の適正化を図るためには、その前提として、予定価格の根拠となる設計金額を適正に算出する必要があります。

なお、事業主管課（発注課）では、予算要求額を積算する際に、各種積算基準を用いるほか、複数の事業者から参考見積りを徴収していることがあります。実際に入札の準備として執行伺いを起案する際には、入札不調を回避するために、再度積算を行う必要があることに留意してください。

これは、最新単価や人件費等を反映させるためであると同時に、入札時において、入札参加者が適正な積算をすることなく、既に公開されている予算額から予定価格を類推する等の行為を防ぐためのものであり、入札の競争性と公平性を確保し、入札及び契約の適正化を図るものです。

5－1－1 設計金額の算出方法と設計金額の決定（工事請負契約）

工事を発注する場合は、設計金額を算出するために、その工事がどのような内容で、経費がいくらかかるのかを積み上げて算定した工事設計書の作成が必要となります。

この設計金額は、入札を行う際の予定価格の根拠になるため、設計金額を算出するための設計積算業務は極めて重要な作業となります。その後の契約事務がいくら適正に行われても、そもそも設計積算業務が適正でなければ、設計金額を踏まえ設定された予定価格も適正でないことになります。

実際に他団体が行う入札においても、入札公告中に設計積算に誤りが判明し、途中で入札が中止になった事例が発生しています。

ここでは工事設計書の作成、積算方法についての詳細な説明は省略しますが、和光市では、基本的に埼玉県が作成している標準積算基準書、共通費積算基準書、単価表等を参考に工事費の積算を行っています。

易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

（一般競争入札に関する規定の適用）

第16条 第4条から第11条まで及び第13条の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

2 第8条の規定は、令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約による契約を締結しようとする場合について準用する。

3 第2条から第11条まで及び第13条の規定は、競り売りによる入札の場合について準用する。

5-1-1-1 事業主管課（発注課）による設計書の確認方法

積算後の事業主管課（発注課）による設計書の確認方法について、最低限行うべきことを以下に述べます。

(1) 設計内訳表の各工種の数量と数量調書の数字を合致させ、設計書に直接鉛筆等で確認マーク（例えば✓）を入れてください。

※ 確認した事実、箇所、何と何を突合したのかを残すため、必ず行ってください。

(2) 設計内訳表の各工種の金額（単価）の根拠を確認し、備考欄に記入してください。（県の土木積算システムの標準単価等を用いた場合を除く）

(3) 各諸経費の計算を確認してください。また、県の土木積算システムを使用した場合は選択した項目のチェックを入れてください。

(4) 担当者及び改算者の 2 人が上記の確認を行い、決裁手続において事業主管課（発注課）の所属長（課長）が責任をもって確認してください。

※ 財政課でも必要に応じて設計書の確認作業を行いますが、その際は修正が必要となることも考慮し、発注までの期間に余裕をもったうえで、事業主管課（発注課）のチェックが完了したものを、財政課契約検査担当に提出し、設計積算の確認を受けてください。

(1)～(4)の作業が終わっても、まだ予定価格が決定したわけではありません。予定価格の決定は、5-2 で後述する、執行伺いの決裁が下り、その後、入札の手続きとして、予定価格調書が作成された時点で決定します。

5-1-1-2 積算業務を委託した場合の成果品のチェック方法

特に、積算業務も含めて業務委託した場合の成果品については、担当者の照査はもとより、所属長（課長）が責任をもってその内容について把握をすることが必要です。

専門性が高いとの理由から業務を外注した場合であっても、専門性が高いばかりに照査を行わず、業務委託による成果品をそのまま受領するのではなく、積算方法、内容が適正であるかは、どんなに専門性が高くても事業主管課（発注課）が責任をもって確認してください。

チェックについては、上記 5-1-1-1 と同じ内容となります。

まず積算体系が適正か、内訳書に記載されている数量と単価について、それぞれ根拠が明示されているか、確認することが基本となります。次に具体的な確認方法の一例を示します。

- (1) 内訳書に明示されている数量の根拠を確認するため、同一設計書の数量調書や仕様書の中で明示されているか、また図面上で数量が明示されているか、を確認し、内訳書に記載されている数量と突合してください。
- (2) 内訳書に明示されている単価の根拠が同一行の最右欄の備考欄に記載されているか、単価に見積りを採用している場合、単価の決定根拠となる見積比較表が添付されているか、その見積り徴収先、見積り数が適正か、そもそもなぜ見積りを徴収したのか、を確認し、内訳書に記載されている単価と突合してください。
- (3) 人工（にんく）等の歩掛数量については、内訳書への記載を避け、代価表を作成し、記載するように努めてください。
- (4) 諸経費についても、計算根拠を確認してください。

業務委託先から最初に提出された、チェックがされていない成果品を「正しいもの」として受領し、そのまま設計金額の算出に使うことは厳に慎んでいただき、必ず上記に示した方法等により、事業主管課（発注課）内で照査してください。

実際に、執行伺いの段階で、積算業務を委託した工事設計書の積算に誤りが見つかる例があります。事業主管課（発注課）として、担当者及び改算者のほか所属長（課長）まで複数による確認を行い、予定価格算出の根拠となる、設計金額の適正化を図ってください。

5-1-2 設計金額の算出方法と設計金額の決定（業務委託契約）

業務を外部に委託する際の判断基準、留意事項及び手順等については業務委託ガイドライン（令和5年10月改定）において触れられていますが、業務を外部に委託するにあたっては、例えば、その業務が建設工事のための測量、設計、調査等のコンサルタントへの業務の委託を行う場合には、業務委託仕様書の作成が必要となります。また、必要に応じて、個人情報の取扱いなど特記事項の詳細を示した特記仕様書を作成します。

これは委託する業務の内容を明確にするもので、業務委託仕様書と特記仕様書を契約約款と一緒に契約書に綴じるため、契約内容の根幹部分になり、この業務委託仕様書に基づき、業務委託費を積み上げ、設計金額を算出します。

業務委託費の積み上げにあたっては、一式いくらではなく、業務項目ごとに具体的な数量と人件費、材料等を明記し、直接業務委託費を算出したうえで、間接費（経費）等を算出し、それらを合計した業務委託費を算出した委託設計書の作成が必要となります。

また、積算体系が確立した業務ではなく、業務委託費の算出が困難な場合には、事業主管課（発注課）において委託内容及び見積条件を十分に精査したうえで、業務委託費算出のための見積りの提出を外部に依頼することになります。

本市では、業務委託費算出のための見積り依頼における依頼先及び依頼先数については、事業主管課（発注課）による判断としていますが、和光市契約規則第 17 条の 3 では、随意契約における見積書についてはなるべく 2 者以上から徴収するよう規定を設けていることも踏まえ、適正価格を判断するためにも複数者から見積りを徴収するよう努めてください。

また、見積り依頼先については、実際の業務を受託し履行できる能力を有し、委託内容を熟知している者（現在の契約者とする趣旨ではない）とし、実際に入札の際に入札参加資格名簿に登載されていないといったことがないよう、見積り依頼にあたっては、事業主管課（発注課）の所属長（課長）の決裁を受け、担当者の個人判断としないようにしてください。

なお、この業務委託費算出のための見積り提出依頼にあたっては、依頼文書の中に、この見積り提出依頼は業務発注における指名等に影響を与えるものではないことを明記してください。

5-2 設計金額の取扱い

設計金額は入札に必要な予定価格を算出する根拠となるため、事業主管課（発注課）においては、設計金額（執行見込額）の取扱いについても、入札事務における予定価格の取扱いと同様に、契約の相手方が決定するまでの間は外部へ漏洩することのないよう十分注意を払ってください。

なお、和光市契約規則第9条では、入札事務にかかる予定価格等の取扱いについて以下のように定めています。

和光市契約規則

（予定価格等の扱い）

第9条 一般競争入札に付した事項についてはその予定価格を、特に最低制限価格又は調査基準価格を定めた事項については、その予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格を封書にし、開札の際、開札の場所に備えて置かなければならない。ただし、公有財産等売却システムによる一般競争入札にあつては、入札執行前にその予定価格を公表することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、電磁的方法（市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電子電機通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。）により行う一般競争入札（以下「電子入札」という）の場合にあっては、予定価格を封書にし、これを開札場所に置くことに代えて、予定価格を当該電子入札に係るシステムに登録するものとする。

3 市長は、令第167条の10第1項又は第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を定めたときは、その経過を明らかにした経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の関係書類とともに保存するものとする。

冒頭にも述べましたが、設計金額や予定価格の漏洩をめぐり、これまでも全国の地方自治体で多くの不祥事が発生しています。本市でこのようなことが発生しないよう、職員一人一人が設計金額及び予定価格の取扱いに留意し、契約事務の適正化を図ってください。

5-3 入札における落札方式の適正化によるダンピング受注の排除

適正な予定価格の設定と同時に、入札時の落札方式（落札者を決定するための基準）についてもその適正化を図ることで、ダンピング受注の排除が求められています。

国では令和6年6月7日に、建設業法及び入契法が改正され、同年12月13日に、入契法第18条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。以下「指針」といいます。）の改正が行われ、各地方公共団体は、入札及び契約の適正化を進めるために必要な措置を講じるよう国から要請されています。

特に指針の第2 入札及び契約の適正化を図るための措置、4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項、(3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること、において、「低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入し、ダンピング受注の排除を図るものとする」とされています。

また、指針の第2 入札及び契約の適正化を図るための措置、2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項、(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること、② 総合評価落札方式の適切な活用等、において、「総合評価落札方式は、公共工事品質確保法に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式である」とされており、さらに「工事の性格に応じた適切な活用を図るものとする」とされています。

本市では、低入札価格調査制度、最低制限価格制度、総合評価落札方式については既に導入しているところですが、引き続き、これらの制度の運用により、入札及び契約の適正化を図っていきます。

以下に各制度の概要について説明します。

5-3-1 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度は、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項¹⁵で定められている制度で、ダンピング受注の排除を図るものです。

令和 6 年 12 月 16 日付け、総行第 541 号、国不入企第 30 号、総務大臣及び国土交通大臣からの文書「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」によれば、「ダンピング受注は、工事の手抜き、下請け業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。」とされ、「各発注者においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入し、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。」とされています。

本市では、平成 21 年度に和光市低入札価格調査制度要綱を定め、以後、国や埼玉県
の基準見直しを踏まえた改定を行い、運用しています。

具体的には、対象とする契約の入札を行う前に、当該対象契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）、当該対象契約の内容に適合した履行が困難であると認める場合の基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めます。

入札の結果、失格基準価格以下の入札価格をもって申込みをした者は失格となり、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格が、調査基準価格に満たない額であった場合には、当該最低入札価格の入札を行った者により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を行います。

調査は、和光市低入札価格調査委員会によって、必要事項について審査を行い、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは落札者とし

¹⁵ 地方自治法施行令

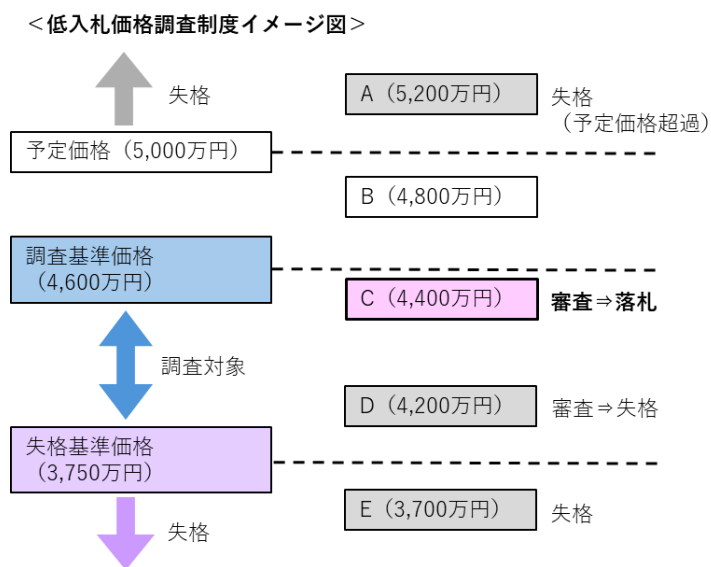
（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）

第 167 条の 10 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

ないもの、としています。

繰り返しになりますが、入契法第 1 条では、「地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講ずること」が規定されています。

事業主管課（発注課）においては、本市においても、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、和光市低入札価格調査制度要綱を定め、その運用に努めていることに留意してください。



5-3-2 最低制限価格制度

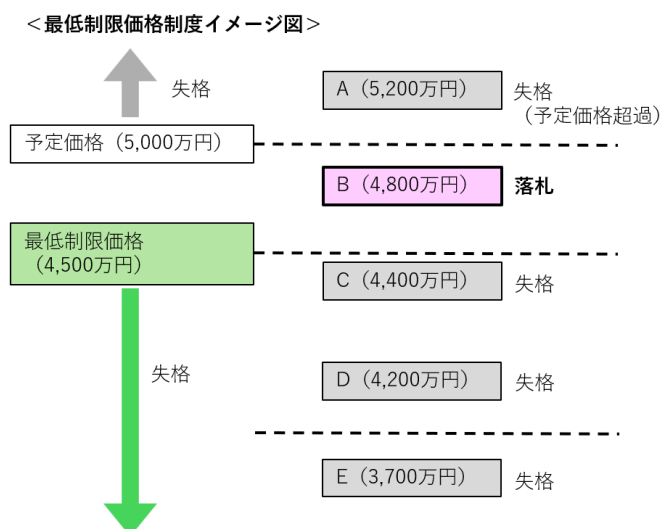
最低制限価格制度は、地方自治法施行令第167条の10第2項¹⁶で定められている制度で、前項と同様に、ダンピング受注の排除を図るものです。

本市では、平成25年度に和光市最低制限価格取扱要綱を、令和3年度に和光市業務委託最低制限価格取扱要綱を定め、国や埼玉県による基準見直しを踏まえた改正を行い、運用しています。

具体的には、対象とする契約の入札を行う前に、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けたうえで、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者としています。

繰り返しのようになりますが、入契法第1条では、「地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講ずること」が規定されています。

事業主管課（発注課）においては、本市においても、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、和光市最低制限価格取扱要綱及び和光市業務委託最低制限価格取扱要綱を定め、その運用に努めていることに留意してください。



¹⁶ 地方自治法施行令

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第167条の10

- 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

5-3-3 総合評価落札方式

総合評価落札方式は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項¹⁷に規定する一般競争入札及び地方自治法施行令第 167 条の 12 第 4 項¹⁸の規定する指名競争入札のことで、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことを目的とした入札方式です。

¹⁷ 地方自治法施行令

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第 167 条の 10 の 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第 234 条第 3 項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

¹⁸ 地方自治法施行令

(指名競争入札の参加者の指名等)

第 167 条の 12 普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。

3 第 167 条の 5 第 2 項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

4 普通地方公共団体の長は、次条において準用する第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第 2 項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び前項において準用する第 167 条の 6 第 2 項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

また、入契法第 18 条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」においては、「総合評価落札方式は、公共工事品質確保法に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式である。」とされています。

事業主管課（発注課）においては、本市では、和光市建設工事総合評価方式入札要綱、和光市総合評価方式活用ガイドライン、和光市建設工事に係る技術審査会設置要領、和光市総合評価方式（自己採点型）要領を定め、入札及び契約の適正化を図っていることに留意してください。

6 契約の適正化について・・・契約とは（一般競争入札が原則）

地方自治体の契約は民法が基本になっているものの、民法第 521 条で定められている契約の締結及び内容の自由、第 522 条で定められている契約の成立と方式の内容は、地方自治法では逆に、「契約相手方選択自由の制約」、「契約方式自由の制約」として規定されています。

これは、地方自治体の契約では、公金の適正管理、公平性・透明性の確保、法令順守、議会の関与、住民の監視といった要請があるためです。

このことから、地方自治体の契約は一般競争入札が原則となっており、地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項¹⁹に定めるとおり、指名競争入札、随意契約、せり売りは例外であることを把握しておく必要があります。

また、公共工事については、入契法第 1 条において、「この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする」と掲げられています。

さらに、第 3 条には、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項が次のように掲げられています。

¹⁹ 地方自治法

（契約の締結）

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第3条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 四 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。
- 五 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

以上を踏まえ、次に契約方式別の適正化についての留意点を述べます。

6-1 一般競争入札（契約の原則）の適正化

一般競争入札は、和光市建設工事一般競争入札執行要綱第2条、和光市一般競争入札参加資格要件設定ガイドライン別表で規定されています。

一般競争入札の対象については、設計金額が500万円以上(税込)の建設工事です。(ただし、土木工事一式・建築工事一式は800万円以上)

また、地方自治法施行令第167条の5²⁰では、一般競争入札に参加するための資格を定め公示することが規定されています。また第167条の11第2項では、後段に述べる指名競争入札においても、入札に参加する者の資格を定めることが規定されています。

本市では、これらの政令を受け、和光市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱、和光市物品の買入れ等競争入札参加者の資格等に関する要綱を定めています。

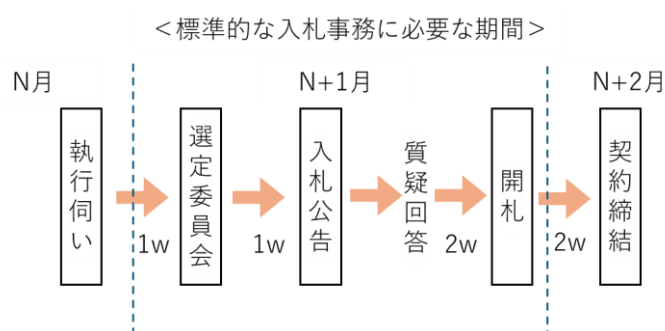
²⁰ 地方自治法施行令

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加するものに必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加するものに必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

さらに第 167 条の 5 の 2²¹では、地方公共団体の長は、入札に参加する者の事業所の所在地等の地理的要件、工事实績、技術的適性の有無等についての資格要件を定め、入札をすることができると規定されています。

入札事務は財政課で一括して執り行っていますが、契約締結までに約 1 か月程度の期間を要するため、発注時に設定する履行期間を十分に確保することはもとより、事業主管課（発注課）においては、予め、入札事務にかかる期間を考慮したうえで、計画的に発注手続きを進めるよう留意してください。



また、一般競争入札の適正化の取組として、本市では和光市一般競争入札結果等の公表要綱を定めて結果を公表しています。

和光市一般競争入札結果等の公表要綱

（公表の内容）

第 2 条 市長は、入札の内容のうち、次の各号に掲げるものを公表する。

- （1） 入札参加業者及び落札金額
- （2） 落札業者名および落札金額
- （3） 入札執行の結果落札者がなく随意契約に移行した場合における見積書を徴した業者名及び見積金額並びに決定業者名及び決定金額
- （4） 設計額
- （5） 予定価格
- （6） 最低制限価格
- （7） 調査基準価格

²¹ 地方自治法施行令

第 167 条の 5 の 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

6-2 指名競争入札（契約方法の例外）の適正化

指名競争入札は、契約方法の例外となりますが、地方自治法施行令第167条で次のように定められています。

地方自治法施行令

（指名競争入札）

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適していないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべきものの数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

また、指名競争入札の参加者の資格については、第167条の11で次のように定められています。

地方自治法施行令

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。
- 3 第167条の5第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

【6-1 一般競争入札（契約の原則）の適正化】でも述べましたが、本市では、これらの政令を受け、和光市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱、和光市物品の買入れ等競争入札参加者の資格等に関する要綱を定めています。

また一般競争入札の場合と同じで、指名競争入札の適正化を図るため、和光市指名競争入札結果等の公表要綱を定めて結果を公表しています。

和光市指名競争入札結果等の公表要綱

(公表の内容)

第2条 市長は、入札の内容のうち、次の各号に掲げるものを公表する。

- (1) 指名業者名
- (2) 工事名及び工事場所
- (3) 現場説明予定日
- (4) 入札執行予定日
- (5) 入札参加業者名及び入札金額
- (6) 落札業者名及び落札金額
- (7) 入札執行の結果落札者がなく随意契約に移行した場合における見積書を徴した業者名及び見積金額並びに決定業者名及び決定金額
- (8) 設計額
- (9) 予定価格
- (10) 最低制限価格
- (11) 調査基準価格

6-3 随意契約（契約方法の例外）の適正化

6-3-1 はじめに

随意契約については、地方自治法第234条第2項において、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる、と規定されています。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項では、随意契約によることができる場合を1号から9号に掲げる場合とし、特に1号については別表第5に契約の種類とその上限額を定めています。

これを受け、本市においては契約規則第17条において、随意契約によることができる予定価格を定めています。また第17条の2において、随意契約の内容等の公表の手続きを定め、第17条の3において、随意契約の場合の見積書の徴収について定めています。

また、本市では、この地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約を締結する場合における、個々の契約ごとの技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等について、契約内容を客観的、総合的に判断し、公正性、経済性を確保し、市民に対する説明責任を果たすとともに、随意契約の適正かつ円滑な運用を確保するため、随意契約の標準的な解釈・指針として、「随意契約ガイドライン（平成28年和光市企画部財政課）」を定め、その運用に努めてきました。

今回、この和光市契約適正化ガイドラインの策定にあたっては、従来の「随意契約ガイドライン（平成 28 年 4 月）」を廃止し、その内容を包含するものとします。

なお、地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号を、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項各号に読み替えるものとします。

6－3－2 随意契約の基本的な考え方

6－3－2－1 随意契約とは

地方自治体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約は、競争入札の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法です。

そのため、その運用を誤ると適正な価格によって行われるべき契約自体が不適正な価格によって行われ、公正な取引の確保を損なうことにもなりかねません。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項には随意契約によることができる要件が列挙されており、随意契約は、これに該当する場合以外にはできません。

6－3－2－2 随意契約とする判断は

本項については、随意契約による場合の法令根拠や理由の解釈が庁内において統一かつ公正に行えるように定めるものです。随意契約とする場合でも、できる限り競争性の確保を念頭において、随意契約の適正な執行に努めてください。

また、市が締結する契約の内容は多種多様であり、ここに示すものに該当すれば、直ちに随意契約とすべきものではなく、また、随意契約ができるものは、ここに示したものに限定される趣旨のものでもありません。随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に判断してください。

6-3-3 随意契約により契約を締結する場合の手続

随意契約は「競争性のある随意契約」（＝2 者以上から見積書を徴収する）と「競争性のない随意契約」（1 者から見積書を徴収する又は見積書の徴収を省略する）に分かれます。

随意契約を採用する場合には、発注前に次項以降の内容について十分に検討し、慎重に執り行ってください。

6-3-3-1 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までのどの号に該当するかを明らかにする必要があります。特に、1 者特命の随意契約（以下「1 者随契」という。）については、政令の該当が明らかであること及び真にやむをえない理由がある場合にのみ適用できるものです。

各号の適用一覧表は次のとおりとなりますが、概略を理解するための補助的な整理表であるので、実際の適用に当たっては、政令の各号を参照してください。

随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号）適用一覧表

該当号	呼 称	各号の適用条件
第 1 号	少額随契	少額の契約であるとき（契約規則第 17 条、令別表第 5、の予定価格以下）
第 2 号	不適条項	その性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき
第 3 号	特定の施設等からの買入・役務提供	特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき
第 4 号	新商品の買入れ	新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき
第 5 号	緊急随契	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第 6 号	不利条項	競争入札に付することが不利であるとき
第 7 号	有利な価格	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
第 8 号	不落随契	競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき
第 9 号	契約未締結	落札者が契約を締結しないとき

以下、地方自治法施行令第 167 条の 2 各号の条文を記します。

地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 27 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の

長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- 4 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。

6－3－3－2 有利性の説明

随意契約による場合であっても、競争の理念に基づき、複数の者から見積書を徴取して、それらの者の価格を比較検討し、原則として最も有利な価格で見積をした者を契約の相手方に決定します。価格の有利性よりも優先される事由による場合には、その内容を具体的に説明することが必要です。単に「過去の実績」や「業務に精通している」、「特殊な業務」等を理由に随意契約とすることは適切ではありません。

6-3-3-3 少額随意契約の留意点

和光市契約規則第 17 条は、一定金額以下の契約について事務の効率化と負担の軽減を目的として随意契約ができる規定（少額随意契約）ですが、合理的な理由もなく、故意に分割して少額随意契約とすることは不適切な運用となりますので、厳に慎んでください。

6-3-3-4 業者選定方法

業者を選定する場合には、原則として、和光市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿、和光市物品等競争入札参加資格者名簿に登録された業者とします。

ただし、他に例のない行政サービスの提供であり、著しく支障が生じる場合に限り、名簿に登録されていない業者を選定することも可能としています。ただし、その場合には、契約の履行が確実に行われるかなど、事業主管課（発注課）において審査を行ったうえで契約の相手方として選定することはもとより、次回の入札参加資格審査手続において登録を行うよう促してください。

また、設計金額が 50 万円以下の小規模な契約については、和光市小規模契約希望者登録要領²²に基づく登録業者を積極的に活用してください。

²² 和光市小規模契約希望者登録要領

1 目的

この要領は、和光市が発注する小規模な契約について、市内業者の受注機会の拡大を行い、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

2 登録できる者

和光市内に主たる事業所を有する者（適法の範囲内において希望業種、建設業許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。）

3 登録できない者

- (1) 和光市内に主たる事業所を有しない者
- (2) 成年被後見人・被保佐人・破産者で復権を得ていない者
- (3) 和光市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 19 年告示第 31 号）に規定する資格者名簿に登録されている者
- (4) 和光市物品の買入れ等競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 19 年告示第 32 号）に規定する資格者名簿に登録されている者
- (5) 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- (6) 市税を滞納している者

4 登録の方法

- (1) 和光市小規模契約希望者登録申請書により随時受け付け、登録する。
- (2) 登録受付は、財政課契約検査担当で行う。

5 登録の有効期間

登録受付の時に属する入札参加資格者名簿の定例審査の年の有効期限までとする。

なお、見積り徴収にあたっては、5-1-2 でも説明し、再掲となりますが、和光市契約規則第 17 条の 3 では、随意契約における見積書についてはなるべく 2 者以上から徴収するよう規定を設けていることも踏まえ、適正価格を判断するためにも複数者から見積を徴収するよう努めてください。

また、見積依頼先については、実際の業務を受託し履行できる能力を有し、委託内容を熟知している者とし、見積依頼にあたっては、事業主管課（発注課）の所属長（課長）の決裁を受け、担当者の個人判断としないようにしてください。

6-3-3-5 随意契約の市民への説明責任

1 者随契とする場合は、透明性を高めるため、どのような調査を行った結果、どのような理由で、1 者しかないと判断したのか等について、その過程（理由）を具体的に明らかにし、市民に対する説明責任を考慮して実施してください。この場合、少なくとも以下の点について確認してください。

- ・他課、機関で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ・近隣自治体等で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ・「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、1 者しかない状況を具体的に説明できること。
- ・契約相手方が、委託する主要な業務を再委託する実態はないか確認すること。
- ・複数年同一業者と契約している場合、法令や状況変化で競争性が生じていないか確認すること。
- ・内容（仕様）の変更や工夫（業務の分離・分割等）で入札ができる余地はないか確認すること。

6-3-3-6 継続契約に関する適正化

継続して同一の業者を契約の相手方としている場合は、社会状況等の変化や新規業者の参入、事業内容の工夫等で、競争性が生じていないかを確認し、漫然と継続するのではなく、競争入札への移行を検討し契約の適正化を図ってください。

6 登録者の取り扱い

市は、申請書の簡単な審査を行い、「和光市小規模契約希望者登録者名簿」に登載し、庁内に公開するとともに、一般にも公開（閲覧方式）して、該当する契約に係る業者選定に際して積極的な見積参加機会を与えるよう努める。

なお当該選定においては、入札参加資格者名簿登載者の選定を否定するものではない。

6-3-4 地方自治法施行令各号該当基準

6-3-4-1 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（少額契約）

～ 少額の契約（契約規則第17条、令別表第5、の予定価格以下）で、予定価格が普通公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき

【適用判断基準】

- ① 事務の効率性の観点から、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、本号により随意契約によることができるとされており、和光市契約規則第17条では、地方自治法施行令別表第5に基づき、次のように定めています。

適用判断基準

契約の種類	予定価格※1 (1件・税込)	適用
(1) 工事又は製造の請負	200万円を超えないもの	建設工事、修繕、印刷製本の請負
(2) 財産の買入れ	150万円を超えないもの	土地、建物、物品、債権、無体財産（地上権、特許権）の購入
(3) 物件の借入れ	80万円を超えないもの	土地、建物、機械、器具等の有体物（無体財産は除く）の借入れ
(4) 財産の売払い	50万円を超えないもの	土地、建物、物品、債権、無体財産（地上権、特許権）の売払い
(5) 物件の貸付け	30万円を超えないもの	土地、建物、機械、器具等の有体物（無体財産は除く）の貸付け
(6) 前各号に掲げるものの以外のもの	100万円を超えないもの	機械、物品等の修繕、委託業務、役務の提供及び電子複写サービス等の契約

※1 事業主管課（発注課）においては設計金額（税込）をもって判断してください。

【適正化にかかる特記事項】

- ① 第1号事由の優先適用：他の号と併合した場合には、第1号が優先適用となります。
- ② 細分化の禁止：本号に該当させるため、作為的な分割発注はできません。
- ③ 複数年契約方式決定の判断基準：複数年契約のうち長期継続契約に該当する場合の契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の判断は、契約期間全体の支出見込総額によるものとします。
- ④ 単価契約の判断基準：総数量を定めているもの又は予算で予定額（限度額）が積算されているものについては、その予算総額によるものとします。

- ⑤ 第 1 号を適用する、工事等における単価契約は、発注手続きの迅速化及び簡素化により、応急修繕等に速やかに対応することを目的としていますので、上表(1)の範囲内で活用を図り、この金額を超える場合には、第 5 号等を適用することになります。

ただし、委託業務等の単価を定めるための単価契約は目的が異なりますので適用を除外します。

- ⑥ 50 万円以下の小規模な契約については、和光市小規模契約希望者登録要領に基づく登録業者を積極的に活用してください。

6-3-4-2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不適条項）

～ 契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。

【適用判断基準】

- ① 「不動産の買入れ又は借入れ契約」は、市が必要とする特定の物件についてそれを所有する特定の者等と契約を締結することとなり、その性質そのものが競争入札に適さない性格を持っています。
- ② 「普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売払う場合」とは、ある特殊な品物を納入させるような場合、その品物を業者が製造するについては、当該地方公共団体が保有している原材料をその業者に売り払ったうえでその原材料を使用して品物を製造させた方が業者にとっても、また地方公共団体にとっても有利であるという場合、あるいはそうせざるを得ないような場合です。このような契約は競争入札には適せず、随意契約によることができるとするものです。
- ③ 「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する事例としては、概ね次の場合があります。

ア 特殊な技術、手法、機器又は設備を必要とする業務で、その者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合など、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定され、他者と競争させることができないような契約

イ 契約締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成するうえで必要となる契約など、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難な場合

【工事請負契約関係】

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

ア 特許工法や新開発工法等を用いる必要がある工事
イ 文化財その他極めて特殊な建物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき、施工者が特定される工事

- ② 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に履行させる必要がある場合

ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に施工させなければならない工事
イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

- ③ コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を予め特定している工事（コンペ、プロポーザル方式等により契約の相手方を選定する場合には、当該方式によらなければならない理由が必要です。また、資格要件を定めた上で公募によることを原則とします。）

【物品買入・業務委託等契約関係】

- ① 業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ、初期の契約目的を達成することができない場合

- ア 機器・システム等（ソフトのシステム開発含む）の設置業者・開発業者又はこれらに準じる者で、その業者と契約しなければ既存の設備等の使用に支障が生ずるおそれがある場合又は安全責任が果たせない場合
- イ 極めて特殊又は限定的な業務等であり、特定の設備等の有無及び地域性を考慮すると履行可能な者が限られる場合
- ウ 法律、法令等の規定に基づき、履行可能な業者が限られる場合
- エ 他の公共団体と共同で運営処理をするために業者が特定される場合
- オ 市と共同で開発等をするために業者が特定される場合
- カ 市の行為を秘密にする必要がある場合（ただし、単に契約締結業者が必要と判断しただけではなく、客観的に秘密にする必要が求められる。）
- キ 自治体の特定の公益的目的達成に必要な場合
 - （ア） 契約の相手方が公的機関あるいは準ずる機関となる場合
 - （イ） 政策的委託（理由が明確）であり、契約の相手方が市民団体等となる場合
 - （ウ） 劇団や楽団等の運営委員会や実行委員会により特定された団体が契約の相手方となる場合
 - （エ） 法や条例等で契約の相手方が決められている場合
 - （オ） 国、県、市が委託を目的として設立した団体となる場合

- ② 経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に履行させる必要がある場合

- ア 継続的な業務で業者を特定しないと事業そのものの継続が危ぶまれる場合
- イ 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に委託させると、履行中の業務との整合に著しい支障が生じるおそれがある場合
- ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合

- ③ 市の施策（福祉健康施策・商工業振興施策等）の中で位置付けられるため特定の者との契約を必要とする場合

④ その他

- ア 単価契約によって契約済の場合における物品の購入その他の契約
- イ 新聞、雑誌、書籍、追録、郵便切手、郵便はがき等の購入契約で、その性質及び金額に競争の余地がないと認められる場合
- ウ 食料品の買入れその他賄いに関する契約で、その性質又は目的が競争に適さない場合
- エ 電気、ガス若しくは水の供給を受ける契約、電気通信等の役務の提供を受ける契約又は放送の受信契約
- オ 保険の契約でその性質及び金額に競争の余地がないと認められる場合
- カ 国又は他の地方公共団体と共同して行う物品の購入及び印刷製本の契約
- キ 医師又は弁護士などと締結する専門性が高い分野に関する委託契約で、価格競争の余地が少ない場合
- ク 賃貸借契約のうち、次に掲げる場合
 - (ア) 物品借り上げが一時的で、その性質又は目的が競争に適しないもの
 - (イ) 賃貸借契約の更新に伴うもの
- ケ 公共事業の施行に伴う補償等で相手方が特定される場合

- ⑤ コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を予め特定している業務（コンペ、プロポーザル方式により契約の相手方を選定する場合には、当該方式によらなければならない理由が必要です。また、資格要件を定めた上で公募によることを原則とします。）
- ⑥ 民間提案制度の審査により、契約の相手方を予め特定している事業（民間提案制度により契約の相手方を選定する場合には、資格要件を定めた上で公募によることを原則とします。）

【適正化に係る特記事項】

本号は1者契約の場合に多く適用されますが、後述の第6号と判断を誤ることのないよう留意してください。

《注意事項》

本号を適用する手続として、市が求める仕様に対して民間事業者の企画提案を受け、価格以外の要素も含めた総合評価により優先交渉権者を特定するプロポーザル方式がありますが、この方式は随意契約となりますので、採用する場合については、選定手続き全般を通して透明性を確保した上で、公平かつ公正な視点をもって取り組むことが重要となります。

プロポーザル方式における選定手続きの留意事項を以下に示しますので、実施に当たって参考にしてください。

① 募集の方法

公募によることを原則とします。(指名型とする場合には理由が必要です。)

② 募集要項及び仕様書の作成

公募条件や仕様書の作成にあたっては、市が求める仕様が過度な要求になっていないか、特定の事業者しか参加また履行できない内容となっていないかなど、公平性及び競争性の確保を念頭に、予算措置の前段階で十分検討を行ってください。また、必要に応じてサウンディング（事業条件等について民間事業者の意見や提案を募る手法）などの市場調査を行うことも有効です。

③ 審査委員会の設置

プロポーザルの審査にあたっては、審査委員会を設置してください。また、審査委員に提案者との利害関係が認められる場合には、公平性を担保するため、委員を除外する必要があります。

④ 公募から提案書提出までの期間の確保

提案書の検討及び作成期間を確保するため、原則として公募期間を1か月程度設けてください。また、質疑回答の結果については、提案書の提出期限を考慮し、出来る限り速やかに公表してください。(質疑者以外にも広く公表)

⑤ 審査基準の作成と公表

公平かつ公正な審査を行うため、審査方法（評価点配分、審査手順など）及び審査項目（評価の視点、点数化方法）を整理した審査基準について、審査委員会の合議により決定し、公募要領と合わせて公表してください。

⑥ 公平な審査のための工夫

提案者の属性を排除した提案審査を実施したい場合には、提案者名を伏せてプロポーザルを実施することも有効な手法です。

⑦ 提案限度額の設定

企画提案を求めるものであるため、提案額が予算を超過するリスクを考慮し、公募時に提案限度額を設定し、公募要領に記載してください。

⑧ 選定結果の公表

選定の経過及び結果を取りまとめて公表してください。

6-3-4-3 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

(特定の施設等からの買入・役務提供)

～ 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。

【適用判断基準】

本号では、障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるかとされています。

本号による随意契約の対象となるのは、福祉施設関連施設等において製作された物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合です。

なお、工事契約は該当しません。

【適正化に係る特記事項】

上記施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約を締結する場合は、契約の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するため、契約規則第17条の2の規定に基づき、発注見通しと契約を締結した後には契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他の契約の締結状況について、市のホームページ等で公表することが必要となります。

6-3-4-4 地方自治法施行令第167条の2第1項第4号（新商品の買入れ）

～ 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

【適用判断基準】

本号の規定に基づき、地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約をするときには、随意契約により行うことができるとされています。

地方自治法施行規則第12条の3の2により認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産又は加工するため、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物よりも優れた機能性がある、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考えられます。

この号による随意契約の対象となるのは、新商品の買入れであり、工事契約や業務委託契約などは該当しません。

【適正化に係る特記事項】

本号を適用し、随意契約を締結するためには前号と同様に、契約規則第 17 条の 2 に基づく公表が必要となります。

6－3－4－5 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急随契）

～ 緊急の必要によるもの

【適用判断基準】

「緊急性があること」及び「競争入札に付するときには契約の目的を達することができなくなること」の二つの要件を備える必要があります。例えば、災害地において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続を取っていたのでは、その時期を失い、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、人命上、経済上はなほだしく不利益を被る場合です。

本号を適用する際には、次の事項に留意することが必要です。

- ① 客観的性質から緊急性が必要であり、事務処理が間に合わない等の事務の遅延により競争入札に付する期間が確保できないというような理由では 5 号を適用することはできません。
- ② 緊急の対応を行わなければ、重大な市民生活等への影響が生じるおそれがある場合。
- ③ 市民生活等への影響を考慮して判断するものであり、事故や故障をもって直ちに随意契約できるものではありません。
- ④ 可能な場合には、複数の事業者から見積りを徴収するなど、経済的合理性に留意してください。

【工事請負契約関係】

緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的な余裕がない場合

- ① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
- ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ③ 災害の未然防止のための応急工事

【物品買入・業務委託等】

緊急に施行しなければならない業務等であって、競争入札に付す時間的な余裕がない場合（緊急に対応しなければ市民生活に多大な影響を及ぼすと認められるもの）

- ① 道路陥没、自然災害等に伴い応急的な復旧のため必要とするもの

- ② 電気、機械設備等の故障に伴い緊急に復旧を必要とするもの
- ③ 災害の未然防止のために緊急に必要とするもの
- ④ 感染症発症時において、蔓延防止のための薬品、衛生材料等の緊急に必要とするもの
- ⑤ 選挙などの法令等の規程により業務を行う期間が短いため緊急に必要とするもの

【適正化に係る特記事項】

- ① 「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」とは、一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上も甚だしく不利益を被るに至る場合などをいうものとされています。
(参考：平成 16 年 3 月 24 日前橋地裁判決)
- ② 緊急とは、業務の客観的性質からの緊急性であって、事務処理が間に合わないという自治体内部の事務の遅延により競争入札に付する期間が確保できなくなったような主観的理由等では原則として適用することはできません。
(参考：平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号「公共調達の適正化について」)
- ③ 本号の規定を適用する随意契約については、緊急を要するなど即時対応が必要な案件が対象であるため、例外的に見積書の徴収を 1 者でも可としているほか、書面による契約書（請書）の整備については、依頼後に作成することを認めていますが、複数の案件をまとめることはせず、緊急対応後、速やかに書類の整備を行ってください。

6－3－4－6 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（不利条項）

～ 競争入札に付することが不利なもの

【適用判断基準】

「競争入札に付することが不利」の解釈は、価格面の有利、不利ですが、次に掲げるように、その業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求されます。

- ① 契約履行中の者に履行させた場合には、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等の条件において有利と認められるとき。
- ② 現に履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たしたとき。
- ③ 早急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。
- ④ 契約の履行にあたり、ノウハウ、データ等の取得、業務への習熟、対象となる市

民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとする場合

【工事請負契約関係】

- ① 現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の削減が確保できる等の条件において有利と認められる場合

ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事 イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

- ② 施工中の工事（前工事）に引き続き施工される工事（後工事）で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等の条件において有利と認められる場合

ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、契約不適合責任の範囲が不明確になる等のおそれがあり、両工事が密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる後工事 イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の削減が確保できるものに限る。）

- ③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の削減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合

ア 鉄道の工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事 イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事
--

【物品納入・業務委託等】

- ① 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等の条件において有利と認められる場合

ア 当初予期しなかった事情の変化等により必要になった業務
イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務
ウ 施設管理業務等、継続を要する業務（年度当初など入札をする暇がない場合において、入札を実施し新たな業者が業務を遂行できるまでの間の現請負業者との契約）

- ② 引き続いて委託する業務で、継続して施行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施行が確保できる等の条件において有利と認められる場合

ア 継続して行うことにより一体の成果物（完成して初めて委託業務の目的を果たすものに限る。）の完成を目的とし、業者が異なる場合は契約不適合責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるもの
イ 前後の業務が密接な関係にあり、かつ、前業務内容が後の業務委託に重大な影響を及ぼすと認められるもの（期間の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

- ③ 他の所管の発注にかかる現に履行中の業務で、当該履行中の者に委託させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減に加え、円滑かつ適切な履行の確保を図ることができるものと認められるもの

【適正化に係る特記事項】

- ① 本号の有利、不利の解釈は、主には価格面の有利、不利ですが、その業務の品質、期間、安全性も考慮して決定するものとします。
- ② 追加工事が、本体工事の 30%を超えない場合は、和光市建設工事等設計変更等に関する事務取扱要領第 4 条により、契約変更が可能です。30%を超える場合においては本号を適用し、本体工事の請負率の範囲内で新たな契約を締結するものとします。

《注意事項》

第 6 号は、見積相手方が結果として 1 者となる場合があります。第 2 号と類似していますが、第 2 号はその者しか履行できない場合であるのに対し、第 6 号は履行者が極めて限定されるものの、第 2 号のように履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合となります。

6－3－4－7 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号（有利な価格）

～ 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

【適用判断基準】

「時価に比して著しく有利な価格」についての考え方は、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題が無く、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合です。

また、工事に関しては「有利な価格」だけでなく、「公共工事の品質確保」という観点からも慎重に検討を行い、判断をする必要があります。

【工事請負契約関係】

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる場合
- ② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

【物品納入・業務委託契約関係】

- ① 特定の者が、過去に受注した業務のノウハウ・資料や資産等を所有するため、当該業者へ委託する場合は、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合
- ② 特定の者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる場合
- ③ 競争の余地のない物品の買入力で、公益的理由により有利な価格で契約することができると認められる場合

【適正化に係る特記事項】

「時価に比して著しく有利な価格」の基準としては、「適正履行の確保」が確認できたうえで、和光市低入札価格調査制度要綱に定める調査基準価格の下限額（予定価格の10分の7）を目安とします。

6-3-4-8 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（不落随契）

～ 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

【適用判断基準】

「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、次に示すように入札者がいないときに、改めて競争入札に付す時間がない場合があることから、随意契約によることができる」とされています。

- ① 一般競争入札においては参加者が無い場合、指名競争入札においては入札辞退者等があった場合で規定数（本市の入札では2者以上で有効としている。）に達しない場合
- ② 再度の入札に付しても落札者がいない場合

【適正化に係る特記事項】

- ① 本号を適用する場合は、時間的余裕の有無により判断し、余裕がある場合は、一般競争入札では、資格要件の緩和や設計積算の見直しを、指名競争入札においては、指名替え等を検討し、再度、競争入札に付するものとします。
- ② 本号を適用する場合でも、見積書の徴収が必要です。
- ③ 本号を適用して、随意契約を締結する場合は予定価格その他の条件（契約保証金及び履行期間を除く）の変更はできません。

《注意事項》

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定する「再度の入札」は、「再度入札」と「再度公告入札」に分けられます。

「再度入札」とは、開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）に、直ちにその場で（電子入札の場合においては、発注者により定められた期日に）行う入札をいいます。

「再度公告入札」は、入札価格のうちに予定価格の制限に達しないものがない場合のほか、入札者のいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再び公告をした後に改めて入札を行うことをいいます。

6－3－4－9 地方自治法施行令第167条の2第1項第9号（契約未締結）

～ 競争入札において落札者が契約を締結しないとき

【適用判断基準】

一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者の決定後、規定の期間内に当該落札者が契約を締結しないときは履行の意思がないものと認め、落札金額の範囲内で他の者と随意契約をすることができます。

落札者が契約を締結しないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付することができますが、改めて競争入札に付す時間もない場合もあることから、随意契約によることができるとされています。

《注意事項》

本号を適用して随意契約を行う場合は原則として順次、次順位の者に見積を依頼します。ただし、落札金額の範囲内において随意契約をしなければならず、かつ、当初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件（履行期間を除く）を変更することができません。

6-4 事業主管課（発注課）における随意契約の点検の実施と適正化

前述したように、地方自治体の契約は一般競争入札によることが原則で、随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合にのみ限定的に認められています。

そのため、該当要件の合致をもって、漫然と随意契約をするための根拠を探すのではなく、契約の適正化を図るため、事業主管課（発注課）において、継続的に随意契約の点検を行い、課題等を明らかにして次回以降の契約に活かしてください。

各号に該当するかのチェックはもちろんです。随意契約の適正化のチェックポイントは以下のとおりです。

- ① 法令のどの号に該当しているか明確になっているか。
- ② 複数業者から見積書徴収を行い、価格有利性により決定しているか。
- ③ 単に、「過去の実績」、「業務に精通している」、「特殊業務」を理由に1者随契としていないか。
- ④ 合理的な理由なく、故意に分割して少額随契としていないか。
- ⑤ 随意契約においても、「和光市建設工事請負等指名競争入札参加業者指名要綱」を参考としているか。
- ⑥ 市民への説明責任を果たしているか、果たすことができるか。
- ⑦ 一括再委託していないか。
- ⑧ 本当に緊急性が高いものであったか。
- ⑨ 継続契約等、時間の経過により各号該当の理由に変化が生じていないか。

7 契約の履行の確保と検査

地方自治法第 234 条の 2 第 1 項²³、和光市契約規則第 22 条に基づき、契約の履行の確保のため、必要な監督、検査を実施する必要があります。

この監督を行うことができる職員は、和光市契約規則第 22 条第 1 項で定められており、同規則同条第 2 項では、「監督職員は、必要があるときは工事又は製造その他の請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。」と規定されています。

また、検査職員については、同規則第 23 条第 1 項において、「主席検査員及び検査員並びに当該契約を所管する課の課長及び課長補佐とする。ただし、当該課に課長補佐が置かれていないときは、当該契約を所管する担当の統括主査を検査職員とすることができる。」と規定され、同規則同条第 2 項において、「検査職員は、工事の請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立ち合いを求め、当該給付についての検査を行わなければならない。」と規定されています。

以下に、業務委託契約及び工事請負契約の場合を例に、監督職員及び所属長（課長）がすべき確認事項について記載しますので、検査の確実な実施により、契約そのものの適正化を図ってください。

²³ 地方自治法

（契約の履行の確保）

第 234 条の 2 第 1 項 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

7-1 業務委託検査（発注課の監督職員、課長がすべきチェック）

本市では、業務委託の検査は、和光市事務専決規則第13条第2項により、主管の課長が検査員となり、検査を実施しています。

業務委託の内容は多義にわたるため、履行確認のために必要となる報告書等の提出や、報告頻度及びその方法等については、発注前に仕様書に定めておくことが重要です。

各検査項目はもとより、そもそも委託業務が一括して再委託されていないか、検査時においても確認してください。以下に共通となる確認事項を記します。

7-1-1 一括再委託の禁止

① 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が委託契約の全部または主要な部分を第三者に委託することは、和光市業務委託契約約款第5条²⁴により、禁止されています。

② 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合にのみ承認を行うものとしてください。

- ア 再委託を行う合理的理由はあるか。
- イ 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力があるか。
- ウ 主たる業務を再委託していないか。
- エ その他必要と認められる事項

なお、承認を行う場合には、再委託の内容が随意契約によることとした理由と不整合にならないように留意してください。

²⁴ 和光市業務委託契約約款

第5条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を書面により得た時はこの限りでない。

7-1-2 業務委託における主な検査確認項目

(条文番号はすべて和光市業務委託契約約款)

事業主管課（発注課）の監督職員及び検査員（課長）による検査の着眼点を以下に示しますので事務の参考としてください。

【発注時】

- ① 仕様書が具体的かつ明瞭に記載されているか。
- ② 契約の性質を踏まえた仕様書となっているか。（請負/委任/準委任）
- ③ 執行見込額の積算は適切か。
- ④ 非課税取引に該当しないか。
- ⑤ 支払条件は明確か。

【契約時】

- ① 業務主任技術者通知が提出されているか。（第2条）
- ② 業務工程表が提出され、かつ発注者が承諾しているか。（第3条）
- ③ 業務が一括して第三者に再委託されていないか、再委託が必要な場合は発注者の承諾を書面により得ており、その内容が適正か（第5条）
- ④ 契約保証関係書類（必要があれば）が提出されているか。

【履行時】

- ① 仕様書で指示した人員数、機材数、日数、勤務時間等、数量明示のある事項について、実際の実績を記録した報告書等、内容を確認できる資料が提出されており、仕様書の内容が履行されているか。（不足はないか）
- ② 定期的に履行確認の機会を設け、進捗を管理しているか。

【完成時】

- ① 業務完了通知書が提出されているか。（第7条第1項）
- ② 契約期間内に終了しているか。
- ③ 成果品がすべて提出され、検収したか。（仕様書で求めている場合）

【検査時】

- ① 業務完了通知から10日以内に検査を実施しているか。（第7条第2項）
- ② 検査終了後、受注者に検査結果を通知しているか。

7-2 工事検査

検査の目的は前述した地方自治法施行令第234条の2第1項で規定されている「契約の履行の確保」であり、検査員はその目的が果たされているか、検査を行います。

この契約の履行を確保するために、和光市建設工事实務要覧では、建設工事全般について、契約編、手続き編、仕様書編、施工編、検査編、監督編、規格編、資料編として、建設工事の各段階で必要とされる事項を定めています。

検査編の中では、和光市工事検査規則、和光市工事検査要綱、土木工事・建築工事検査技術基準の取扱い、改造・材料検査実施要領（土木工事編）等を定めています。

検査員が行う検査は、中間検査及び完成検査です。ここでは上記要綱等のそれぞれの詳細な説明はしませんが、事業主管課（発注課）の監督職員は、上記要綱等を熟読し、常に受注者との協議を重ね、施工の段階確認をしつつ、「契約の履行の確保」に努めてください。

8 契約適正化のためのチェックリスト

これまで述べてきたことを踏まえ、事業主管課（発注課）の監督職員及び所属長（課長）は、契約ごとに、執行伺いや支出負担行為の決裁時に、以下のチェックリストを活用して随時確認を行い、契約事務の適正化を図ってください。

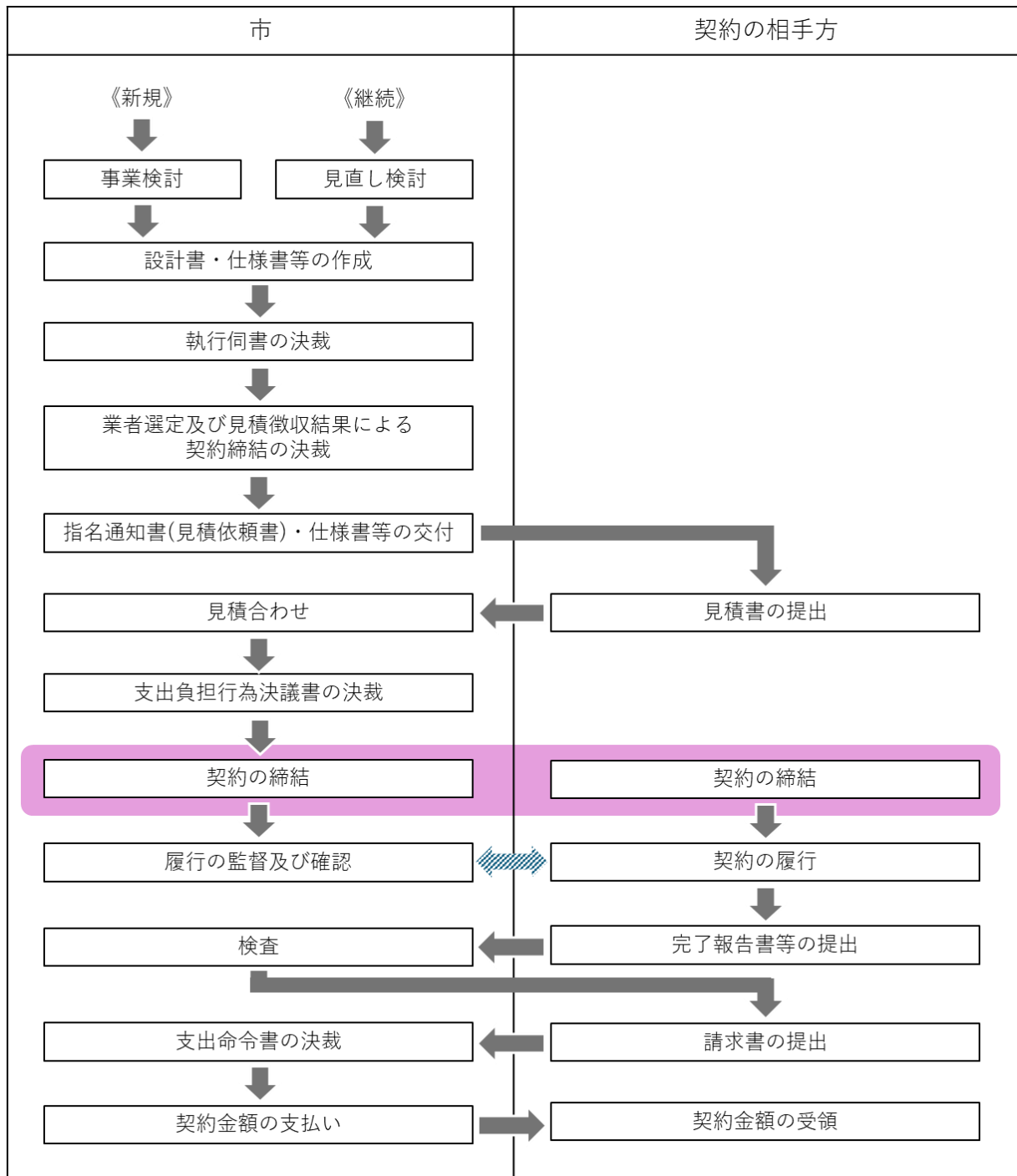
（起案に添付する必要はありません）

チェック項目			本ガイドライン参照箇所	法令、条例、規則等根拠等
予算要求	1	予算の担保があるか。 ※予算要求段階で仕様及び契約方法等について十分検討を行い、適切な金額また予算科目をもって計上することが重要です。	1. 契約と財務について	和光市予算事務規則・和光市契約規則
議決の必要な契約・執行伺い・支出負担行為	2	予算の執行（執行伺い、支出負担行為）において、決裁区分、合議区分が適切であるか。	2-3 予算の執行	和光市予算事務規則第 12 条、17 条、18 条、別表 1
	3	議決の必要な契約ではないか。	3. 議決の必要な契約	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
	4	長期継続契約は、あくまでも契約のみであり、翌年度以降の予算の担保がないことを認識しているか。	4. 複数年度にまたがる契約と予算	地方自治法第 234 条の 3、地方自治法施行令第 167 条の 17
	5	想定している長期継続契約は、条例第 2 条の要件に該当しているか。	4-4 長期継続契約	和光市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
	6	長期継続契約ではなく、債務負担行為の設定が必要ではないか検討したか。	4-4 長期継続契約	和光市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
	7	執行見込額の算定根拠は適切か。	5-1 予定価格の設定方法	和光市契約規則第 8 条
設計金額の算出・照査・取扱い	8	① 積算根拠（設計書）があるか。 ② 設計書の各項目の確認をしたか。 ③ 担当者、改算者の 2 名のチェック✓が入っているか。	5-1-1-1 事業主管課（発注課）による設計書の確認方法	和光市契約規則第 8 条
	9	積算業務自体を委託した場合、その成果品を照査しているか。 ※ 照査とは、成果品について、積算体系が適正か、歩掛根拠、単価根拠が備考欄に記入されているか、歩掛及び単価に見積もりを採用している場合、その見積もり徴収先、見積もり数が適正か、見積もりの採用根拠、見積比較表の作成、図面と内訳表の突合当をすることです。	5-1-1-2 積算業務を委託した場合の成果品のチェック方法	和光市契約規則第 8 条
	10	業務委託費の積算、見積りは、一式いくらずではなく、業務項目ごとに具体的数量、人件費、材料等により計算されているか。	5-1-2 予定価格の設定方法と予定価格の決定（業務委託契約）	和光市契約規則第 8 条

	11	設計金額の取り扱いについて、理解しているか。	5-2 予定価格の取り扱い	和光市契約規則第 8 条
入札制度	12	低入札調査価格制度について、理解しているか。	5-3-1 低入札価格調査制度	地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項及び第 2 項、和光市低入札価格調査制度要綱
	13	最低制限価格制度について、理解しているか。	5-3-1 低入札価格調査制度	地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項及び第 2 項、和光市最低制限価格取扱要綱
	14	総合評価落札方式について、理解しているか。	5-3-3 総合評価落札方式	地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項、令第 167 条の 12 第 4 項、和光市建設工事総合評価方式入札要綱
	15	契約は一般競争入札が原則であることを理解しているか。	6 契約の適正化・・契約とは	地方自治法第 234 条第 1 項、第 2 項
	16	競争入札にかかる期間を考慮したうえで、発注手続きを進めているか。	6-1 一般競争入札の適正化	地方自治法施行令第 167 条の 5、同条 5 の 2、和光市建設工事一般競争入札執行要綱第 2 条、和光市一般競争入札参加資格要件設定ガイドライン別表
随意契約	17	随意契約において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までのどの号に該当するか明らかになっているか。	6-3-4-1 近経法令の明確化	地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号～第 9 号、和光市契約規則第 17 条、第 17 条の 2、第 17 条の 3
履行確認時・検査時	18	業務委託契約が一括再委託されていないか。	6-3-4-6 一括再委託の禁止	和光市業務委託契約約款第 5 条
	19	業務委託の検査を主管の課長が行っているか。	7-1 業務委託検査	和光市事務専決規則第 13 条第 2 項
	20	業務委託契約後、必要な書類の提出を確認しているか。	7-1 業務委託検査	和光市業務委託契約約款
	21	工事検査において、事業主管課（発注課）の監督員は、受注者との協議を重ね、施工の段階確認をしつつ、「契約の履行の確保」に努めているか。	7-2 工事検査	地方自治法施行令第 234 条の 2 第 1 項、和光市建設工事实務要覧

9 随意契約における事務フロー

随意契約における発注から検査までの標準的な流れを以下に示しますので、事務の参考としてください。なお、予算要求前の段階で、発注仕様及び契約方法について検討した上で、適切な予算科目をもって計上しておく必要があります。

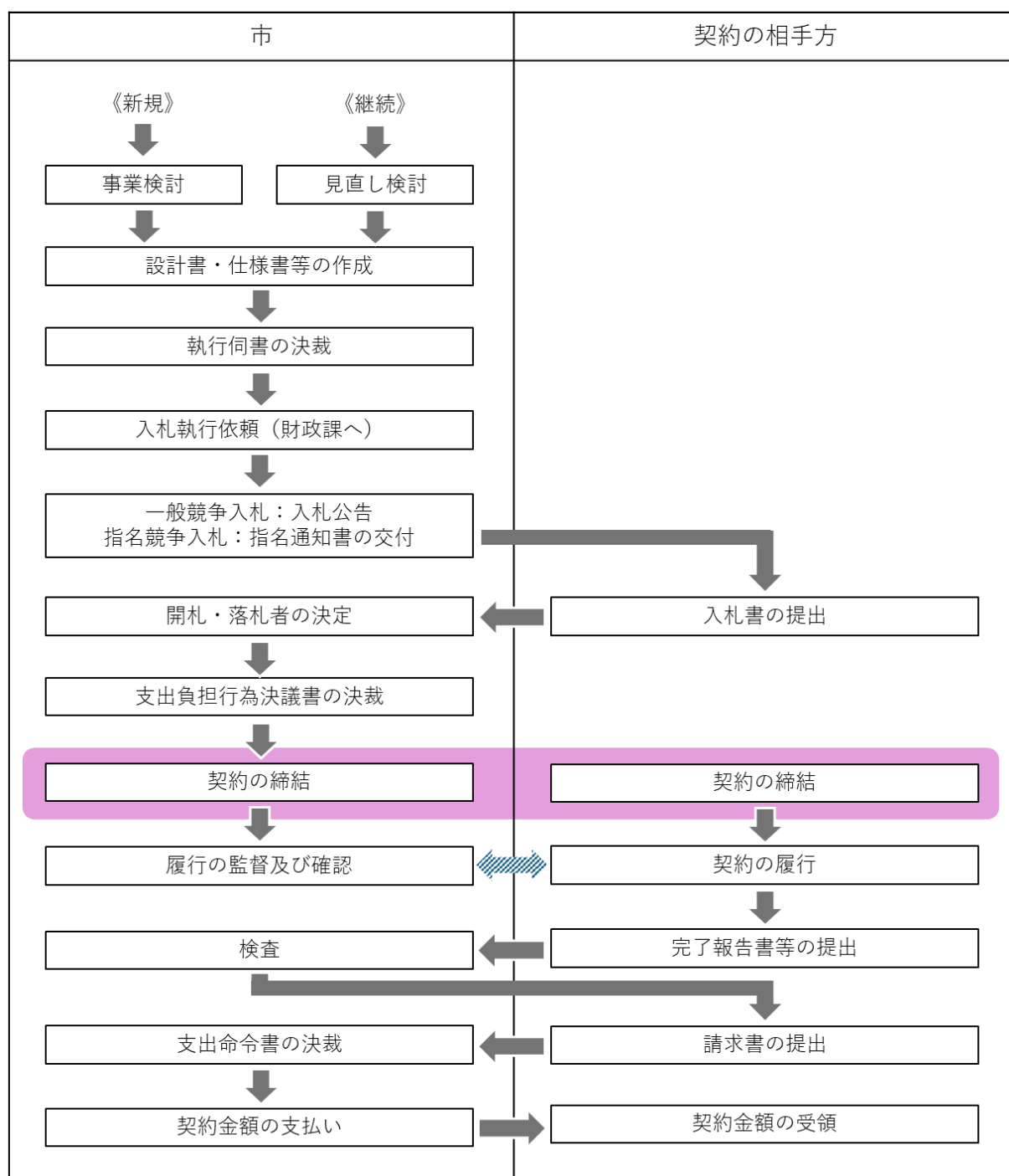


※ 契約金額が 50 万円を超えないときは、契約規則第 19 条の規定により、契約書の作成を省略し、契約の相手方からの請書等の提出に代えることができます。

※ 基本的な事務フローを記載していますので、実務にあたっては関係する例規等を各々確認してください。

10 競争入札における事務フロー

競争入札における発注から検査までの大まかな流れを以下に示しますので、事務の参考としてください。なお、予算要求前の段階で、発注仕様及び契約方法について検討した上で、適切な予算科目をもって計上しておく必要があります。



※ 基本的な事務フローを記載していますので、実務にあたっては関係する例規等を各々確認してください。

